



愛研技術通信

掲 示 板

法令・告示・通知・最新記事・その他

○ 労働安全衛生法が改正されます

化学物質による健康被害が問題となった胆管がんの発生や社会情勢の変化、労働災害の動向に即応するため、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が平成26年6月25日に公布されました。

今回の改正は平成25年12月24日付け労働政策審議会の建議に基づくもので、改正内容には、

- ① 化学物質管理のあり方の見直し
- ② ストレスチェック制度の創設
- ③ 受動喫煙防止対策の推進
- ④ 重大な労働災害を繰り返す企業への対応
- ⑤ 外国に立地する検査機関等への対応
- ⑥ 規制・届出の見直し等

がありますが、ここではそのうち化学物質に関する内容を取り上げます。

その考え方は、労働政策審議会の建議のうち「化学物質の管理のあり方」に示されています。

なお、施行日は、平成28年6月までの今後政令で規定される時期となっています。

今後の労働安全衛生対策について（建議）（抜粋）

1 化学物質管理のあり方

産業現場では非常に多くの種類の化学物質が使用されているが、化学物質を製造し、又は取り扱う業務のうち、特に労働者への危険又は健康障害を生じるおそれの高いものは、労働安全衛生法に基づく化学物質等に関する個別の規則（有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則及び石棉障害予防規則。以下「特別規則」という。）により、個別具体的な措置を講じることが事業者に義務づけられている。また、特別規則の対象となっている化学物質（ただし第三種有機溶剤等を除く）及び危険物を譲渡・提供する際には、労働安全衛生法第57条に基づき、容器等にその危険性・有害性等を記載したラベルを表示することが譲渡者又は提供者に義務づけられている。

一方、特別規則の対象となっている化学物質や化学物質に関する業務に限らず、化学物質は使用量や作業方法によっては人に対して危険を及ぼし、健康障害を起し得るため、労働安全衛生法第28条の2に基づき、全ての化学物質について新たに採用する場合などにリスクアセスメントを実施することが

事業者の努力義務とされている。

しかし、印刷事業場において洗浄作業等に従事する労働者が集団で胆管がんを発症した事案は、特別規則の対象となっていない化学物質に長期間にわたり高濃度でばく露したことが原因で発症した蓋然性が高いと結論づけられており、当該事業場ではこの物質を採用した際にリスクアセスメントが適切に実施されていなかった。

この事案以外にも、化学物質に起因する健康障害が発生した事案のうち、リスクアセスメントが未実施又は不適切であったものが少なくない。また、化学物質の有害性等が労働者に周知されていなかったために発生した事案もみられる。

こうしたことから、人に対する一定の危険性・有害性が明らかになっている化学物質については、起こりうる労働災害を未然に防ぐために、事業者及び労働者がその危険性や有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施するような仕組みを設ける必要がある。

(対策の方向性)

ア 日本産業衛生学会等が許容濃度等を勧告するなど人に対する一定の危険性・有害性が明らかになっている化学物質（例えば、労働安全衛生法第 57 条の 2 に基づき安全データシート（SDS）の交付が譲渡者又は提供者に義務づけられている化学物質）を事業者が新規に採用する場合等において、事業者がリスクアセスメントを実施させることが適当である。

イ リスクアセスメントに基づく措置が適切かつ着実に実施されるようにするため、事業者が実施したリスクアセスメントの結果について、備え付ける等により労働者に周知されるようにするべきである。

ウ 国は、中小規模事業場においてリスクアセスメントが適切に実施されるよう、簡易なツールの開発・改善や相談・指導体制の整備など、十分な支援措置を講じるべきである。

エ 労働者が化学物質を取り扱うときに必要となる危険性・有害性や取扱上の注意事項が確実かつ分かりやすい形で伝わるよう、譲渡者又は提供者に対してラベルを表示することが義務づけられている化学物質の範囲を、日本産業衛生学会等が許容濃度等を勧告するなど人に対する一定の危険性・有害性が明らかになっている化学物質（例えば、労働安全衛生法第 57 条の 2 に基づき安全データシート（SDS）の交付が譲渡者又は提供者に義務づけられている化学物質）まで拡大することが適当である。その際、国際的な取扱いとの整合性に留意することが適当である。

オ ラベルの表示を義務づける化学物質の範囲を拡大した場合、多種類の化学物質を混ぜ合わせている混合物については、ラベルに表示すべき成分の種類が大幅に増加し、その結果、容器等に貼るラベルの絵表示を含む表示全般について縮尺が小さくなってしまい、労働者に危険性・有害性等の情報が伝わりにくくなる懸念される。このため、ラベルへの成分の表示については、安全データシート（SDS）にも全ての成分が記載されていることを踏まえて、労働者に情報が伝わりやすくなるよう見直すことが適当である。

カ ラベルの表示を義務づける範囲を拡大するに際しては、ラベルの意味や読み方が労働者に正確に理解されるよう事業者において労働者に対する周知・教育を行うべきであるが、併せて国が周知・広報を行うべきである。

今回の改正のうち化学物質に関する内容は次の厚生労働省資料（抜粋）のとおりですが、「リスクアセスメント」の具体的な実施時期、実施方法等は、今後、省令や指針で定められる予定としています。

また、同資料に簡易なリスクアセスメントの手法として参照されている「コントロールバンディング」の記事も引用させていただきます。



労働安全衛生法が改正されます

～平成26年中から平成28年6月までの間に順次施行～

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するため、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成26年法律第82号）が平成26年6月25日に公布されました。

改正項目は7項目あり、項目ごとに施行時期が異なりますので、ご留意下さい。

1

化学物質について リスクアセスメントの実施が義務となります

■施行日 **平成28年6月まで**に施行される予定（今後政令で規定）

- **一定の危険性・有害性が確認されている化学物質※1による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施※2が事業者の義務となります。**

※1 労働安全衛生法第57条の2及び同法施行令第18条の2に基づき、安全データシート(SDS)の交付義務対象である640物質。

※2 リスクアセスメントの実施時期については、新規に化学物質を採用する際や作業手順を変更する時など、従来の労働安全衛生法第28条の2に基づくリスクアセスメントの実施時期を基本に、今後省令で定める予定。

- **事業者には、リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令の措置を講じる義務※3があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが努力義務※4となります。**

※3 リスクアセスメントの結果に基づく措置は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則等の特別規則に規定がある場合は、当該規定に基づく措置を講じることが必要。

※4 法令に規定がない場合は、結果を踏まえた事業者の判断により、必要な措置を講じることが努力義務。

- **上記の化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者が対象です。**

※ リスクアセスメントの具体的な実施時期、実施方法等は、今後省令、指針で定める予定。

化学物質のリスクアセスメントには、実施支援ツール
「化学物質リスク簡易評価法」（コントロール・バンディング）
をご活用ください！

- 「コントロール・バンディング」は、以下のウェブサイトから無料で利用できます。

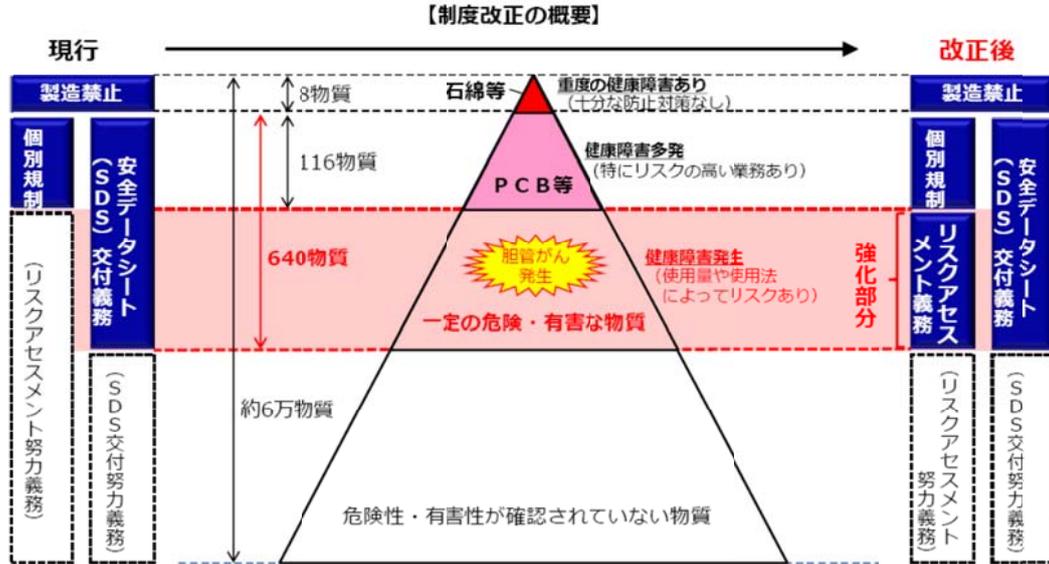
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html

- 使用されている化学物質の安全データシート（SDS）をお手元にご用意いただければ、化学物質に詳しくない方でも、簡単にリスクアセスメントが実施できます。

1. 化学物質管理のあり方の見直し ※新法規改正事項

○危険・有害な物質に対する個別規制対象外の物質でも、使用量や使用法によっては労働者の安全や健康に害を及ぼすおそれ（「胆管がん事案」の原因物質も発生時は特別規則による個別規制対象外）

➡ ○一定の危険性・有害性が確認されている化学物質（安全データシート（SDS）の交付が義務づけられている640物質）について、事業者は危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を義務付ける。

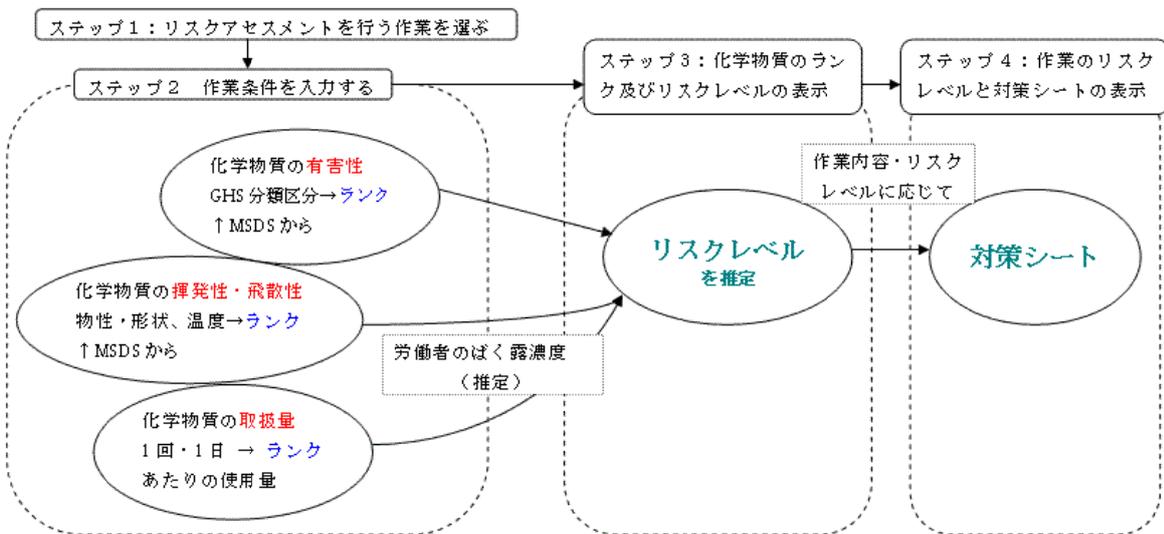


簡易なリスクアセスメント

化学物質の健康有害性についての簡易なリスクアセスメント手法として、「コントロール・バンディング」があります。

化学物質の有害性とばく露情報の組み合わせに基づいてリスクを評価し、必要な管理対策の区分（バンド）を示す方法です。これには、次のような特徴があります。

- 労働者の化学物質へのばく露濃度等を測定しなくても使用できる
- 許容濃度等、化学物質のばく露限界値がなくても使用できる
- 化学物質の有害性情報は必要である



出典： http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html から抜粋のうえ、一部修正

つれづれ水紀行

第14回 湖東の名水・その1 泉神社湧水と堂来清水（滋賀県米原市、長浜市）

琵琶湖を擁する湖国滋賀県は山々に囲まれてもいる。近江盆地と琵琶湖を囲み、東の伊吹山地と鈴鹿山脈、南の信楽高原、西の比良山脈、北西の野坂山地である。琵琶湖が関西の水瓶となっているのは、琵琶湖自体の大きさに加えて、これらの山々で涵養された豊かな水に恵まれているからでもある。山々の沢からは清流が流れ出し、山々の麓には多くの湧水があり、それらは集まって流域を潤しながら琵琶湖に注いでいる。滋賀県からは昭和と平成それぞれの名水百選に合わせて6か所が選定されているが、それらは全て湧水である。公共交通機関では訪れにくい山間部にあるものが多く、夏の一日、湖東の名水4箇所をまとめて車で尋ねた。

米原市には醒ヶ井の「居醒の清水」の他にもう一つ名水百選（昭和）に選ばれた「泉神社湧水」が伊吹山の麓にある。こちらにもヤマトタケル伝承があり「居醒の水」とも呼ばれる。

関が原から湖北に向かう国道365号で県境の山地を越え平地に出るあたり、伊吹山登山口の少し手前「大野木」交差点の右方向、約600mに泉神社がある。大清水集落に向かう途中からは集落を通らない立派なバイパス道を行くと神社の前に出るが、なんと水汲みに来た人たちの車がぎっしり駐車している。鳥居の前に別に設けられた水汲み場には10本ほどのホースから水を汲めるのだが、それでも順番待ちするほど多くの人 coming。1日の湧出量は約4千5百トンという冷水が豊かに流れ出ている。

境内の湧水は神社の鳥居をくぐり石段に向かって右側にひっそりとあり、こちらにも豊かな水がこんこんと湧き出ている。神社は大きな森を形づくり、暑い夏の日にも冷気に包まれていた。



泉神社の湧水



水汲み場

次に、「堂来清水」に向かうため国道365号に戻り、長浜市（旧浅井町）に入る。姉川の支流草野川を渡り右折して川沿いに進むと次第に山間となり、のどかな景色が広がってくる。高山町の集落を過ぎると右側道路沿いに「白龍神社」と「白龍神社」が前後してあり、上流側の「白龍神社」の奥にこの湧水はある。人里離れてひっそりとし、訪れる人影もない。湧水の窪みを地蔵尊が見下ろしている。

平成の名水百選に選定された理由は、古来から神聖な水として地域の伝統行事に使われ、信仰の対象として清掃などの環境保全活動が行われてきたことによる。



堂来清水



草野川

傍らを流れる草野川は大きな川ではないが、ここまで遡っても水量豊かで、日本の川の本風景が見られる。その少し先で平地が尽きる辺りにある立派な高山キャンプ場では、深い緑の山を背に、日盛りに川遊びをする家族連れがあった。

編集後記

この8月は中旬に梅雨のような天気が続いた不順な天候で、夏野菜の不作による高騰、入手難もありましたし、レジャーの中止や商戦が肩透かしという、何か不完全燃焼の夏の印象を残したのではないのでしょうか。

稔りの秋といきたいところですが、様々な期待を受けてスタートする次期安倍内閣がどのような成果を見せますか。

愛知・名古屋ではこの秋、ESD世界会議が開催されます。環境にとどまらず、エネルギー、防災などを含む幅広い内容で地球の未来に向き合い、今後の地球規模の課題を問うものです。会議の展開にも少し関心を向けられてはいかがでしょうか。(A.F.)

業務のご案内

【水質調査】

工場排水、河川水、地下水、飲料水、水道水、プール水 等

【土壌】

地歴調査、土壌汚染状況調査、底質調査、溶出・含有試験 等

【大気・空気調査】

排ガス調査(施設排出ガス・ばい煙調査)、臭気・悪臭分析 等

【作業環境測定】

特定化学物質、粉じん、有機溶剤、金属、放射線、騒音、石綿 等

【騒音・振動測定】

騒音レベル、振動加速度レベル、工場騒音、建設騒音、交通騒音 等

【建物環境調査】

建材中石綿含有量、気中石綿濃度、シックハウス調査、遮音性能調査 等

【細菌・毒性試験】

微生物検査、動物実験 等

【ダイオキシン類分析】

大気、水質、底質、土壌等のダイオキシン類濃度 等

【環境負荷物質調査】

R o H s / E L V 指令対応

その他各種測定・分析・調査 お気軽にお問い合わせ下さい。



株式会社 愛研

(<http://www.ai-ken.co.jp>)

本 社 〒463-0037 名古屋市守山区天子田 2-710

電話(052)771-2717 FAX(052)771-2641

半田営業所 〒475-0088 半田市花田町 2-65

電話(0569)28-4738 FAX(0569)28-4749